昭和建設株式会社×福岡県

昭和建設株式会社は、自社の整備、自社が販売する住宅の構造材や内装材に福岡県産木材等を積極的に活用し、脱炭素社会の実現や持続可能な地域社会の活性化に貢献するため、福岡県と協定を締結しました。

県産材の利用拡大に関する建築物木材利用促進協定

様式第２号（第６関係）

県産材の利用拡大に関する建築物木材利用促進協定

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第１５条第１項に基づき、昭和建設株式会社（以下「甲」という。）と福岡県（以下「乙」という。）は、県産材の利用拡大に関する建築物木材利用促進協定（以下「本協定」という。）を締結する。

１．目的

本協定は、甲の「建築物木材利用促進構想」について、甲及び乙が連携・協力することにより、甲による取組を促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

２．建築物木材利用促進構想（甲による木材の利用の促進に関する構想）

（１）構想の内容

自社の整備、自社が販売する住宅の構造材や内装材に福岡県産木材等を積極的に活用し、脱炭素社会の実現や持続可能な地域社会の活性化に貢献する。

（２）構想の達成に向けた取組の内容

・新たに福岡県内に整備する本社事務所の構造被覆材や内装材に福岡県産木材等の活用を検討する。

・新たに当社で建設する展示場などに積極的に福岡県産木材等を活用する。

・木材を活用した安全で快適な住宅空間づくりの提案を行い、自社が販売する住宅において福岡県産木材等の活用を積極的に推進する。

・木材利用の意義やメリットについて、住宅展示場やホームページ等で積極的に情報発信を行う。

３．甲の構想を達成するための乙による支援

乙は、甲の構想の達成に向けて、甲に対して技術的助言や活用可能な補助事業等の情報提供を行うとともに、定期的な意見交換や木材利用に関する相談窓口・専門家などの紹介を行う。また、本協定に基づく県産木材利用の取組の周知・広報に関する協力等を行う。

４．構想の対象区域

福岡県全域

５．本協定の有効期間

本協定の有効期間は、締結の日から、令和10年3月31日までとする。

６．その他

（１）実施状況の報告

甲は、乙が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

（２）協定の変更及び協議

甲及び乙は、本協定の内容を変更する必要が生じた場合、又は本協定に定められていない事項について連携・協力する必要が生じた場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

（３）協定の解除

甲及び乙は、相手方が本協定で定めた取組を実施しない場合、又は本協定で定めた内容を履行しない場合、本協定を解除することができるものとする。

本協定を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙が記名の上、各自その一通を保管する。

令和６年６月２５日

甲　昭和建設株式会社
代表取締役社長　戸田 誠一

乙　福岡県知事　服部 誠太郎

協定締結日：令和６年６月25日
有効期間：協定締結日から令和10年３月31日
対象区域：福岡県

➢ 昭和建設株式会社の木材利用の促進に関する構想

自社の整備、販売する住宅の構造材や内装材に福岡県産木材等を積極的に活用し、脱炭素社会の実現や持続可能な地域社会の活性化に貢献する。

➢ 昭和建設株式会社の構想の達成に向けた取組の内容

・新たに福岡県内に整備する本社事務所の構造被覆材や内装材に福岡県産木材等の活用を検討する。
・展示場などに積極的に福岡県産木材等の地域産材を活用する。
・木材利用の意義やメリットについて、住宅展示場やホームページ等で積極的に情報発信を行う。

➢ 構想の達成のための福岡県による支援

・福岡県産木材の利用促進に関する取組への協力や必要な情報提供
・協定締結者の地域材の取組を情報発信等